

令和5年生駒市議会（第3回）定例会議案

令和5年6月8日

生 駒 市

令和5年生駒市議会（第3回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 4 号	令和4年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書	1～2
報告第 5 号	令和4年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書	3
報告第 6 号	令和4年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書	4
報告第 7 号	生駒市国民保護計画の変更の報告について	5～28
議案第 30 号	令和5年度生駒市一般会計補正予算（第4回）	29～38
議案第 31 号	令和5年度生駒市水道事業会計補正予算（第1回）	39～46
議案第 32 号	令和5年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）	47～48
議案第 33 号	篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第 34 号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について	50～53
議案第 35 号	生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第 36 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	55～57
議案第 37 号	生駒市副市長の選任について	58
議案第 38 号	生駒市農業委員会委員の任命について	59～61
議案第 39 号	生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱について	62

## 令和 4 年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源 地方債	その他	
総務費	総務管理費	情報管理費	36,745,000	22,602,250					22,602,250
		庁舎管理費	34,943,000	34,943,000					34,943,000
		庁舎等整備事業	302,443,000	279,620,000			279,600,000		20,000
民生費	児童福祉費	児童福祉経費	10,000,000	9,659,000					9,659,000
		私立保育所運営等助成	1,600,000	1,600,000			1,600,000		
衛生費	保健衛生費	母子保健事業	47,533,000	4,780,000			4,312,000		468,000
		土地改良事業	8,000,000	8,000,000			8,000,000		
産業経済費	農業費	道路橋梁維持補修	63,342,000	45,880,000			24,440,000	7,000,000	14,440,000
		橋梁予防保全事業	100,000,000	89,000,000			48,950,000	35,700,000	4,350,000
土木費	道路橋梁及び河川費	生活道路安全対策事業	6,259,000	6,259,000			2,379,450		3,879,550
		企業誘致関連道路整備事業	19,000,000	19,000,000			9,034,350	8,100,000	1,865,650
		道路新設改良事業	10,664,000	10,664,000				9,500,000	1,164,000
		河川水路改修事業	20,584,000	16,713,200					16,713,200

[単位 円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入				その他
						国県支出金	地方債	特定財源		
土木費	都市計画費	まちづくり推進事業	2,200,000	2,200,000					2,200,000	
		花のまちづくりセンター管理費	11,300,000	7,190,000					7,190,000	
		北部地域整備促進事業	6,589,000	6,589,000	6,589,000					
消費防費	消費防費	消防施設等整備事業	53,387,000	53,387,000			53,300,000		87,000	
		学校教育事務	11,968,000	11,968,000					11,968,000	
教育費	小学校費	小学校施設管理事業	11,462,000	3,810,840					3,810,840	
		中学校施設整備事業	25,000,000	25,000,000					25,000,000	
	社会教育費	生涯学習施設整備事業	13,838,000	13,838,000					13,838,000	
		保健体育費	174,487,000	157,577,000		31,034,000	61,900,000		64,643,000	

令和5年6月8日提出

生駒市長 小 柴 雅 史

令和 4 年度生駒市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	明 説
						国庫補助金	納付金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	493,872,000	108,210,000	383,040,000	0	27,125,000	355,915,000	2,622,000	0	

令和 5 年 6 月 8 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 4 年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

[単位 円]

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	新設改良事業	156,328,000	33,828,000	122,500,000	40,800,000	81,400,000	300,000	0	0	

令和 5 年 6 月 8 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 7 号

生駒市国民保護計画の変更の報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、生駒市国民保護計画を下記のとおり変更したので報告する。

令和5年6月8日

生駒市長 小 紫 雅 史

記

生駒市国民保護計画の変更について

1 国民の保護に関する基本指針及び国民保護計画の変更に伴う変更

No	条項	変更前	変更後	改正理由等
1	第1編 第4章 (6) P13	原子力施設は、市内に存在しないため、放射性物質等の放出による原子力緊急事態発生時の市民の避難等の対応を迫られるものではな いが、 <u>原子力災害の特殊性を考慮すると、本市の近くにある原子力 事業所の把握が必要となる。本市に隣接する原子力事業所は次のと おり。</u>	原子力施設は、市内に存在しないため、放射性物質等の放出による 原子力緊急事態発生時の市民の避難等の対応を迫られるものではな いが、 <u>原子力発電所が立地する福井県敦賀市からの避難者の受け入 れについて積極的に協力していく。</u> <u>また、近畿大学原子力研究所において万が一危機事象が発生した 場合も、関係周辺市町村としての対応が必要である。近畿大学原子 力研究所の概要は次のとおり。</u>	「原子力災害 時における敦 賀市民の県外 広域避難に関 する協定」締 結及びH26 県 国民保護計画 改正（第1編 4章8）を反映



2	<p>第2編 第1章 第3 (1) P21 →P22</p> <p>市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>	<p>市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p> <p>また、市は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク (LGWAN) 等の公共ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。</p>	<p>H25・26 政府基本指針改正及びH26 県国民保護計画の改正 (2編1章3節) の反映(市に関係ない中央防災無線、消防防災無線、政府共通ネットワークは省略)</p>
3	<p>第2編 第1章 第4-2 P23</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定められておくとともに、伝達方法等の周知を図る。</p>	<p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>市は、知事から、または内閣官房から緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、消防庁から全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等により警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定められておくとともに、伝達方法等の周知を図る。</p>	<p>H25 政府基本指針改正及びH26 県国民保護計画の改正 (2編1章4節第2-1)</p>
4	<p>同上 P24</p> <p>(5) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備</p> <p>市は、知事から警報の内容の通知を受けたときに、</p>	<p>(5) 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備</p> <p>市は、知事から、または内閣官房から緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、消防庁から全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等により警報の内容の通知を受けたときに、</p>	<p>H25 政府基本指針改正及びH26 県国民保護計画の改正 (2編1章4節第2-2)</p>

5	第2編 第1章 第5-2 (1) P26	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	H29 政府基本 指針改正及び H30 県国民保 護計画の改正 の反映 (第2 編 1章 5節第 2-1)
6	第3編 第4章 第1-1 (1) P46	市長は、知事から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。	市長は、知事から、または内閣官房から緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、消防庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。	H25 政府基本 指針改正及び H26 県国民保 護計画の改正 の反映 (3編4 章 1節第2-2)
7	同(2) P46	① 市長は、知事から警報が通知された場合には、直ちに市の各執行機関、その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。	① 市長は、知事から、または内閣官房から緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、消防庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により警報が通知された場合には、直ちに市の各執行機関、その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。	同上

8	同 上 図 内 P46	※ 市長はホームページに警報の内容を掲載。警報の伝達にあたっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。	第 4 章 第 1-2(1)①の記 述変更し整合
9	第 3 編 第 4 章 第 1-2 (1) P47	① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、車載の拡声器などで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、広報車による地域巡回、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などにより、警報が発令された事実を速やかに周知する。	本市防災行政 無線 (同報系) の運用開始、 H25 政府基本 指針改正及び H26 県民保 護計画の改正 (3 編 4 章 1 節第 2-2(1)) の反映

10	同(2) P47	<p>市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、<u>各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</u></p> <p><u>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効果的な伝達が行なわれるように配慮する。</u></p> <p><u>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達の確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</u></p>	<p>削除 (準じた内容を本章第2-2(4)に整理し転記。以下各号繰り上がり)</p>	<p>前号①の変更 に整合 避難実施要領 の周知手段と しては引き続 き必要と考え られる(令和 4年度国民保 護訓練の実 績)ため、該 当箇所に転記</p>
11	第3編 第4章 第2-3 (13) P54	<p>避難住民の復帰のための措置</p> <p>市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。</p>	<p><u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設</u></p> <p><u>市長は大規模集客施設や主要駅についても、施設管理者と連携し、当該施設に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p><u>(14) 避難住民の復帰のための措置</u></p> <p>市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。</p>	<p>H25 政府基本 指針改正及び H26 県国民保 護計画の改正 の反映(3編4 章2節第2)</p>

12	第3編 第4章 第2-4 表内 P54 →P55	(弾道ミサイル攻撃の場合の欄) このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考慮する必要がある。	加えて、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくることから、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考慮する必要がある。このため弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、 <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u> による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。	H29 政府基本指針改正及びH30 県国民保護計画の改正に整合（第3編4章2節第2-1(3)③）(併せて表現の重複を修正)
13	第3編 第5章 3(2) P59 →P60	また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。	また、県と連携して、NBC攻撃や武力原子力災害時における特殊な医療活動、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置の実施に留意する。	H26・28 政府基本指針改正及びH26・30 県国民保護計画の改正の反映（第3編5章第4(1)）
14	第3編 第7章 第2-1 (4)① P66 →P67	また、措置に当たるとともに、被ばく線量の管理をいっつつ、活動を実施させる。	また、措置に当たるとともに、被ばく線量の管理をいっつつ、活動を実施させる。住民の避難に当たっては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査（スクリーニング）及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を実施する。	H26・28 政府基本指針の改正及びH26・30 県国民保護計画改正の反映（第3編7章2節第1-4）

2 関係法令の改正等に伴う変更

No	条項	変更前	変更後	改正理由等
15	第2編 第1章 第4-3 (1) P24	<p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に關して、「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答のその他の必要な事項を定める省令」(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により安否情報の収集を行うとともに、同省令第2条に規定する様式第3号(いずれも資料編参照)により、県に報告する。</p>	<p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に關して、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答のその他の必要な事項を定める省令」(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び様式第2号により安否情報の収集を行うとともに、同省令第2条に規定する様式第3号(いずれも資料編参照)により、県に報告する。</p>	<p>当該省令の名称変更による</p>

16	同上 P24～ P25	<p>〔1〕避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② ふりがな</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所</p> <p>⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 居所</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ ⑧及び⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>⑪ 親族・同居者・知人からの照会への回答希望の有無</p> <p>⑫ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無</p> <p>〔2〕死亡した住民（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑬ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑭ 遺体の安置場所</p> <p>⑮ 上記について、親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無</p>	<p>安否情報省令 の改正の反映 （現行省令の 様式の記載項 目に整合）</p>
		<p>〔1〕避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（郵便番号を含む。）</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者からの照会への①～⑩の回答希望の有無</p> <p>⑬ 知人からの照会に対する①⑦⑧の回答希望の有無</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無</p> <p>〔2〕死亡した住民（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑨ 遺体の安置場所</p> <p>⑩ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無</p>	

17	第3編 第5章 3(1) P58 → P59 ～P60	<p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」による救済の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救済の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救済の措置を行う。</p> <p>市長は、「救済の程度及び基準」によっては救済の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」による救済の程度及び方法の基準」(平成25年内閣告示229号。以下「救済の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救済の措置を行う。</p> <p>市長は、「救済の程度及び基準」によっては救済の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>国民保護法の改正(救済事務の厚生労働省から内閣府への移管)、H26 県国民保護計画の改正の反映(3編5章第3)</p>
----	--	---	---	--



18	第3編 第6章 図内 収集項 目 P60 →P61	<p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② ふりがな</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所</p> <p>⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 居所</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ ⑧及び⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>⑪ 親族・同居者・知人からの照会への回答希望の有無</p> <p>⑫ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無</p> <p>2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑬ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑭ 遺体の安置場所</p> <p>⑮ 上記について、親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無</p>	<p>安否情報省令の改正の反映（現行省令の様式の記載項目に整合）</p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（郵便番号を含む。）</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者からの照会への①～⑩の回答希望の有無</p> <p>⑬ 知人からの照会に対する①⑦⑧の回答希望の有無</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表についての同意の有無</p> <p>2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑨ 遺体の安置場所</p> <p>⑩ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への配偶者又は直近の直系親族等からの同意の有無</p>
----	---	---	--

19	第3編 第6章 1(1) P61 → P62	また、安否情報の収集は、避難住民の誘導の際又は避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	また、安否情報の収集は、避難住民の誘導の際又は避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	外国人登録制度の廃止（住民基本台帳に記載）
20	第3編 第7章 第3-5 (4)P71 →P72	市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき（以下略）	市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき（以下略）	新たに当該要綱が策定されたため。
21	第3編 第7章 第3-5 (6) P71 →P72	市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために（以下略）	市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動の求め又は指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために（以下略）	緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第6条に準拠
22	第3編 第8章 ③ P73 →P74	市長は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）（資料編参照）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。	市長は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）（資料編参照）に基づき、電子メールにより直ちに被災情報の第一報を報告する。	令和3年5月の火災・災害等即報要領の改正による。
23	同 ④ P73 →P74	市長は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式（資料編参照）に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。	市長は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式（資料編参照）に従い、電子メールにより県が指定する時間に県に対し報告する。	

3 本市の関係する取り組みの反映による変更

No	条項	変更前	変更後	改正理由等
24	第1編 第4章 (6) P13 (再掲)	原子力施設は、市内に存在しないため、放射性物質等の放出による原子力緊急事態発生時の市民の避難等の対応を迫られるものではないが、 <u>原子力災害の特殊性を考慮すると、本市の近くにある原子力事業所の把握が必要となる。本市に隣接する原子力事業所は次のとおり。</u>	原子力施設は、市内に存在しないため、放射性物質等の放出による原子力緊急事態発生時の市民の避難等の対応を迫られるものではないが、 <u>原子力発電所が立地する福井県敦賀市からの避難者の受け入れについて積極的に協力していく。</u> <u>また、近畿大学原子力研究所において万が一危機事象が発生した場合も、関係周辺市町村としての対応が必要である。近畿大学原子力研究所の概要は次のとおり。</u>	「原子力災害時における敦賀市民の県外広域避難に関する協定」締結及びH26県国民保護計画改正を反映
25	第2編 第1章 第4-2 P23	(2) 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努める。	(2) 防災行政無線等の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線やその他の伝達手段の整備に努める。	本市が整備中の「J-ALERT情報自動館内放送システム」や将来の各種伝達手段の利用を考慮
26	同上 (5) P24	市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院その他の多数の者が利用する施設について、 <u>県との役割分担も考慮して定める。</u>	市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、幼稚園・保育園・こども園、病院その他の多数の者が利用する施設について、 <u>県との役割分担も考慮して定める。</u>	J-ALERT 情報自動館内放送システムの整備を反映
27	第3編 第4章	警報の内容の伝達方法については、 <u>当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u>	警報の内容の伝達方法については、 <u>原則として以下の要領により行う。</u>	本市の防災行政無線（同報

第1-2 (1) P47			系)の運用開始等の反映
28 同上 (再掲)	<p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p><u>この場合においては、車載の拡声器などで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、広報車による地域巡回、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などにより、警報が発令された事実を速やかに周知する。</u></p>	<p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p><u>緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) で緊急情報を受信した場合、原則として、防災行政無線 (同報系) で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</u></p> <p><u>この際、緊急速報メールも積極的に活用して、市民に警報発令の事実を速やかに周知する。</u></p>	本市防災行政無線 (同報系) の運用開始、H25 政府基本指針改正及び H26 国民保護計画の改正 (3 編 4 章 1 節 第 2-2(1)) の反映
29 同(2) P47 (再掲)	<p>市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができよう、体制を整備する。</p> <p><u>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効果的な伝達が行なわれるように配慮する。</u></p> <p><u>また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達の確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</u></p>	<p>削除</p> <p>(準じた内容を本章第2-2(4)に整理し転記。以下各号繰り上がり)</p>	前号①の変更に整合避難実施要領の周知手段としては引き続き必要と考えられる (令和4 年度国民保護訓練の実績) ため、該当箇所に転記

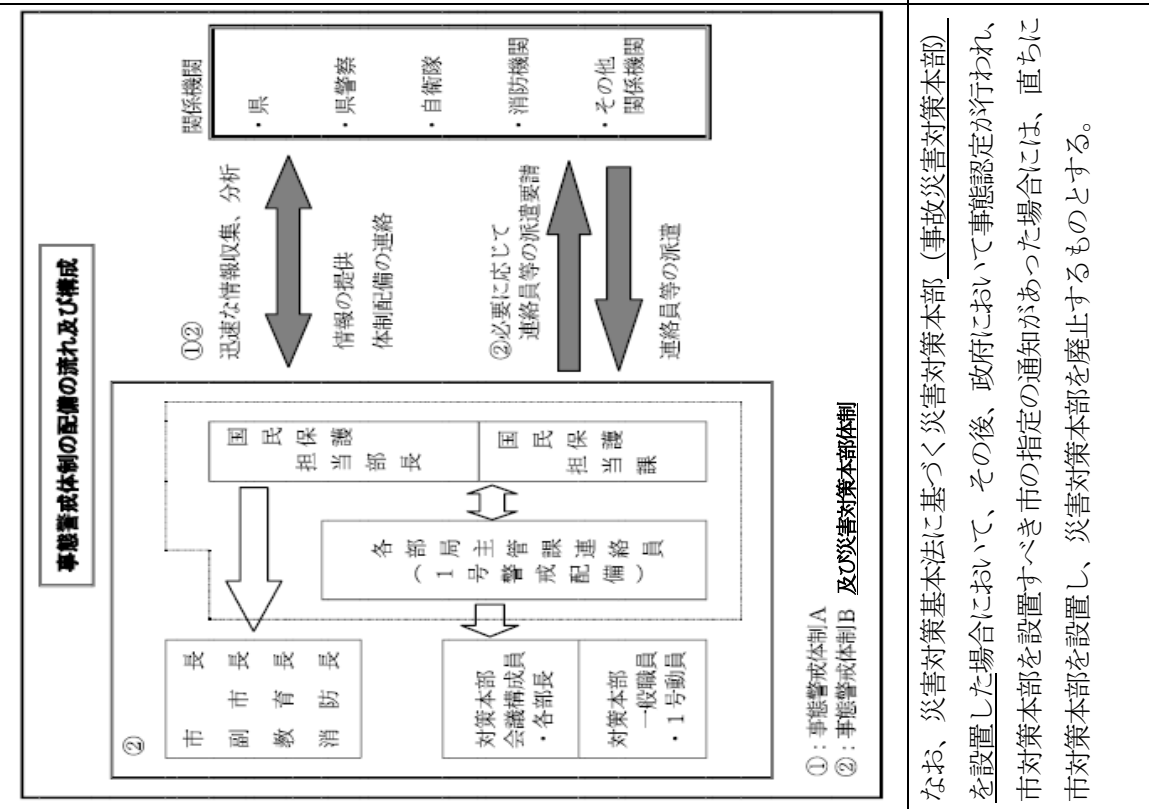
4 令和4年度国民保護訓練の実績の反映による変更

No	条項	変更前	変更後	改正理由等																		
30	第2編 第1章 第1-2 (3) P17	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事態の状況</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事態認定前</td> <td>市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>事態認定後</td> <td>市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の発生を把握した場合)</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	事態認定後	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の発生を把握した場合)	②	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事態の状況</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事態認定前</td> <td>市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>事態認定後</td> <td>市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の発生を把握した場合)</td> <td>②</td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	事態認定後	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の発生を把握した場合)	②	<p>事態認定前に市内で大きな人的被害を伴う事象が発生した場合、対法等を適用した対応となるため、災害対策本部体制をとることを明確化</p>
事態の状況	体制の判断基準	体制																				
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①																				
事態認定後	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の発生を把握した場合)	②																				
事態の状況	体制の判断基準	体制																				
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①																				
事態認定後	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の発生を把握した場合)	②																				

31	<p>第3編 第1章 2 P35</p> <p>事態警戒体制B 事態警戒体制Bは、市対策本部設置以前の段階で、関係機関等からの情報により多数の人が死傷する事態の発生を把握した場合において、市としての確かつ迅速に対処するため、武力攻撃事態等に関する初動措置に関して万全を期する。</p>	<p>事態警戒体制B及び災害対策本部体制 事態警戒体制Bは、市対策本部設置以前の段階で、関係機関等からの情報により多数の人が死傷する事態の市外での発生を把握した場合や、市内で事態認定に至る可能性が高い事態が発生した場合において、市としての確かつ迅速に対処するため、武力攻撃事態等に関する初動措置に関して万全を期する。</p> <p>市内において多数の人が死傷する事態が発生したことを把握した場合は、<u>生駒市地域防災計画に定める事故災害対策本部体制をもつて災害対策基本法等を適用し、避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を実施する。</u></p>	<p>第2編1章第 1-2(3)の表 【事態の状況 に応じた初動 体制の確立】 の修正に整合</p>
----	--	--	--

32	第3編 第1章 2(3) P35～ P36 →P36	<p>事態警戒体制Bの配備を行った場合は、次の事務を行う。</p> <p>① 県に体制配備の連絡を行う。</p> <p>② 消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。</p> <p>③ <u>市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。</u></p> <p>④ <u>初動措置の確保として、各種の連絡調整にあたるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。</u></p> <p>また、市長は国、県等から入手した情報を消防機関に提供するとともに必要な指示を行う。市は、警察官が行う避難の指示や警戒区域の設定についても緊密な連携を図る。事態認定後において、事態の状況に応じて国民保護措置を実施する。</p> <p>⑤ 市民への広報及び報道機関との連絡調整を行う。</p> <p>⑥ 速やかに国民保護対策本部体制へ移行することができるよう準備を行う。</p>	第2編1章第1-2(3)の表 【事態の状況に応じた初動体制の確立】 の修正に伴い、本号③及び④の一部を災害対策本部が実施する事務として整理し記載
		<p>事態警戒体制Bの配備を行った場合は、次の事務を行う。</p> <p>① 県に体制配備の連絡を行う。</p> <p>② 消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。</p> <p>③ <u>初動措置の確保として、各種の連絡調整にあたる。また、市長は国、県等から入手した情報を消防機関に提供するとともに必要な指示を行う。市は、警察官が行う避難の指示や警戒区域の設定についても緊密な連携を図る。事態認定後において、事態の状況に応じて国民保護措置を実施する。</u></p> <p>④ <u>市民への広報及び報道機関との連絡調整を行う。</u></p> <p>⑤ <u>速やかに国民保護対策本部体制へ移行することができるよう準備を行う。</u></p> <p><u>災害対策本部体制の配備を行った場合は、①～⑤に加えて、次の事務を行う。</u></p> <p>⑥ <u>市長は、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。</u></p> <p>⑦ <u>市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。</u></p>	

第2編1章第1-2(3)の表【事態の状況に応じた初動体制の確立】の修正に整合



①：事態警戒体制A  
②：事態警戒体制B及び災害対策本部体制

なお、災害対策基本法に基づき災害対策本部（事故災害対策本部）を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

第3編 第1章 3 P37



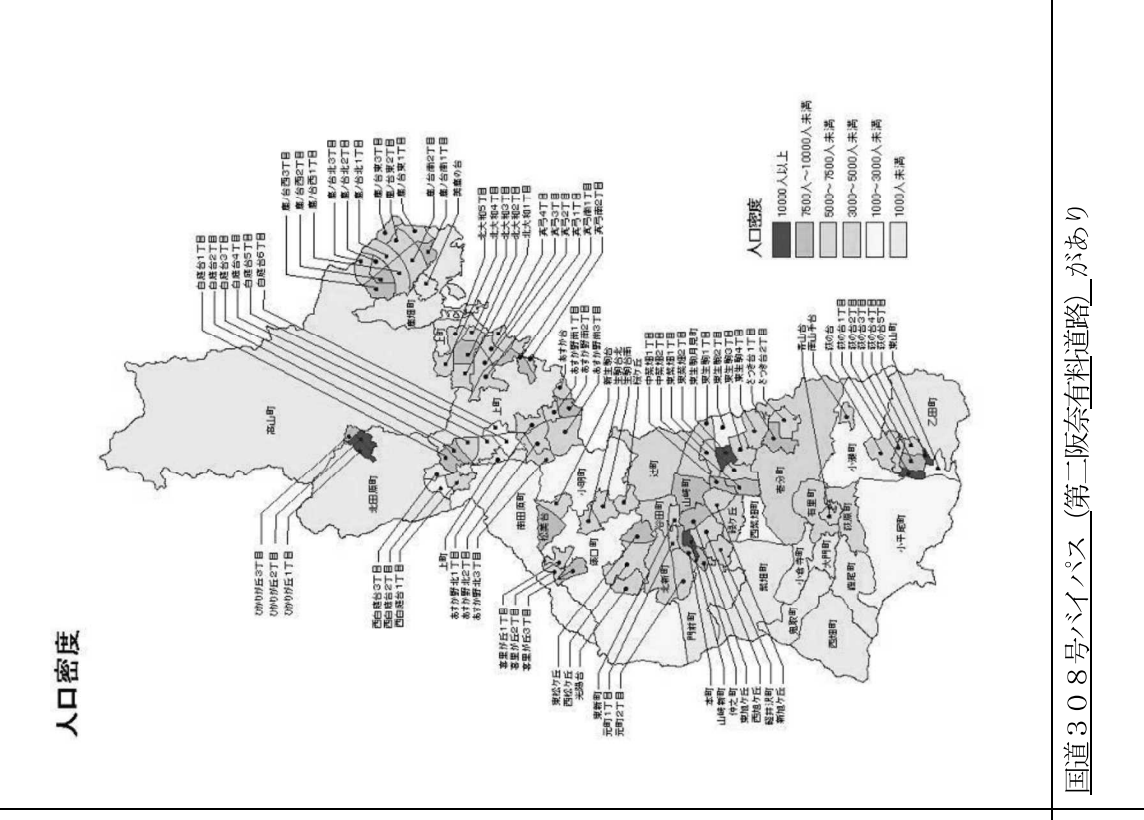
35	第3編 第4章 第2-2 (4) P50 → P50 ～P51	<p>また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。</p> <p>さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。</p>	<p>また、市長は、直ちにその内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。</p> <p>市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることにより、各世帯等に避難実施要領の内容を周知することができるよう、体制を整備する。</p> <p><u>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による周知を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効果的な周知が行われるように配慮する。</u></p> <p>また、市長は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による<u>拡声機や標示を活用した避難実施要領の内容の周知が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。</u></p> <p>さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。</p>	<p>本章第1-2(2)の削除に伴い同趣旨の内容を記載 (No10及びNo29の第3編4章第1-2(2)の改正理由を参照)</p>
36	第3編 第4章 第2-3 (3) P52	<p>市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。</p>	<p>市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるとき、または事態の発生により既に立ち入り規制区域が設定され、当該区域内に避難誘導に当たたる職員等を配置することに危険が伴う懸念がある場合には、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。</p>	<p>令和4年度国民保護訓練を通じ調整・実施した事項</p>

5 その他統計数値、名称、用語、組織の経年変化等による変更

No	条項	変更前	変更後	改正理由等
37	第1編 第4章 (1) P7	面積は53.18km <sup>2</sup> であり、東西7.8km、南北14.9kmの南北に細長い形状を示している。	面積は53.15km <sup>2</sup> であり、東西7.8km、南北14.9kmの南北に細長い形状を示している。	生駒市地域防災計画に整合
38	第1編 第4章 (3) P10	国勢調査による本市の平成17年10月1日現在の人口は、 <u>113,724人</u> 、世帯数 <u>40,107</u> 世帯で(中略)生産人口(15歳以上65歳未満人口)は <u>69%</u> 、老年人口(65歳以上人口)は <u>17%</u> となっている。(中略)市の全体的な傾向として、40・50代が多くを占め	国勢調査による本市の令和2年10月1日現在の人口は、 <u>116,675人</u> 、世帯数 <u>47,666</u> 世帯で(中略)生産人口(15歳以上65歳未満人口)は <u>57%</u> 、老年人口(65歳以上人口)は <u>29%</u> となっている。(中略)市の全体的な傾向として、40・50代及び70代が多くを占め	最新の国勢調査の結果を反映
39	同上	(前項の続き)多くを占めていることから、今後、急速に高齢化が進むことが予想されること、また、通勤・通学のため	(前項の続き)多くを占め、生産年齢人口の減少が顕著であり、少子・高齢化が加速している。また、通勤・通学のため	「第2期生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に整合

40

同上  
図 P11



国道308号バイパス (第二阪奈有料道路) があり

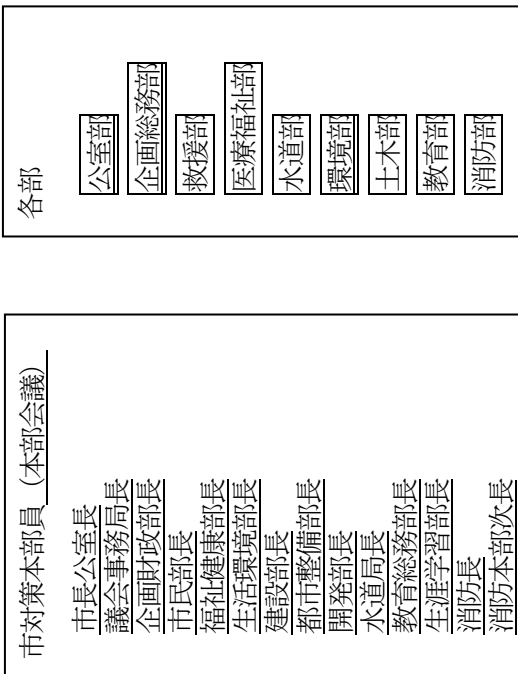
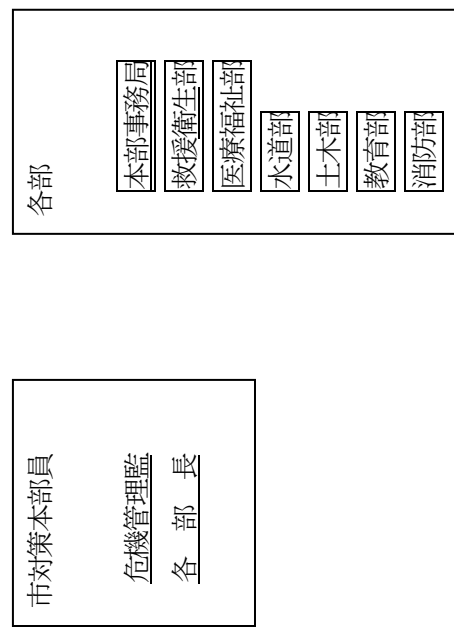
同(4)  
P12

最新の調査データ  
一タの反映  
(令和2年度  
国勢調査)



第二阪奈道路があり

正式名称の変更を反映

42	第2編 2章1 (3) P28	<p>高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p>	<p>高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p> <p>(※他「障害者」15箇所も「障がい者」に修正)</p>	用語の適正化
43	第3編 第1章 2(2) P35	<p>高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。</p>	<p>市対策本部会議構成員（生駒市地域防災計画の災害対策本部）は、上記の情報を知った時は速やかに市庁舎401及び402会議室に参集する。</p> <p>市対策本部に配備される一般職員（生駒市地域防災計画の1号動員等）は上記の情報を知ったときは速やかに各所属課に参集する。</p>	<p>現行の生駒市地域防災計画との整合</p>
44	第3編 2章1 (3) P39	<p>(図「市対策本部の組織及び機能」)</p> <p>市対策本部</p> 	<p>市対策本部(対策本部会議)</p> 	<p>現行の生駒市地域防災計画との整合</p>

45	第3編 第4章 第2-2 (2) P49	① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等地域の実情に応じた適切な避難実施単位を記載する。 ⑤ 集合に当たっての留意事項 集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在確認その他留意すべき事項を、また、集合後の自治会や近隣住民間での安否確認、残留者等の有無の確認や要避難援護者への配慮その他留意すべき事項を記載する。	① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等地域の実情に応じた適切な避難実施単位を記載する。 ⑤ 集合に当たっての留意事項 集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在確認その他留意すべき事項を、また、集合後の自治会や近隣住民間での安否確認、残留者等の有無の確認や要避難援護者への配慮その他留意すべき事項を記載する。	用語の整理
46	第3編 第4章 第2-2 (3)P50	⑥ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）	⑥ 要援護者の避難方法の決定（「 <u>生駒市災害時要援護者避難支援プラン</u> 」、災害時要援護者支援班の設置）	用語の適正化
47	第3編 第4章 第2-3 (1) P51	市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導して誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。	市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。	用語の整理
48	第3編 第4章 第2-3 (6) P52 →P53	市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また、「 <u>避難支援プラン</u> 」を策定した場合には、 <u>当該プラン</u> に沿って対応を行う。	市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また、「 <u>生駒市災害時要援護者避難支援プラン</u> 」に基づき <u>個別支援計画</u> を策定した場合には、 <u>当該個別支援計画</u> に沿って対応を行う。	用語の適正化

49	第3編 第7章 第1-2 P63 →P64	<p>(1) 市長への通報 消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死（以下略）</p> <p>(2) 知事への通知 市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において（以下略）</p>	<p>(1) 市長への通報 消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、（以下略）</p> <p>(2) 知事への通知 市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員又は警察官から通報を受けた場合において、（以下略）</p>	用語の整理
----	-----------------------------------	---	---	-------

議案第 30 号

令和5年度生駒市一般会計補正予算（第4回）

令和5年度生駒市の一般会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ676,638千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,965,814千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和5年6月8日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方特例交付金		111,196	9,720	120,916
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	9,720	9,720
15 国庫支出金		7,486,910	252,009	7,738,919
	2 国庫補助金	2,340,962	252,009	2,592,971
16 県支出金		3,221,242	289,370	3,510,612
	2 県補助金	736,279	289,370	1,025,649
19 繰入金		1,372,396	40,205	1,412,601
	1 基金繰入金	1,372,396	40,205	1,412,601
20 繰越金		295,930	84,934	380,864
	1 繰越金	295,930	84,934	380,864
21 諸収入		984,349	400	984,749
	4 雑入	977,060	400	977,460
歳 入 合 計		42,289,176	676,638	42,965,814



歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		17,210,384	73,098	17,283,482
	1 社会福祉費	8,558,467	73,098	8,631,565
4 衛生費		7,491,178	440,589	7,931,767
	1 保健衛生費	2,726,608	440,589	3,167,197
5 産業経済費		442,916	102,296	545,212
	2 商工費	276,697	102,296	378,993
6 土木費		3,743,238	20,450	3,763,688
	1 土木管理費	261,976	20,450	282,426
8 教育費		4,859,448	40,205	4,899,653
	2 小学校費	432,679	40,205	472,884
歳 出 合 計		42,289,176	676,638	42,965,814

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	車 両 管 理 費	6,478

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 10 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	9,720	9,720	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	9,720		
計	0	9,720	9,720				

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 総務費国庫補助金	176,580	181,671	358,251	1 総務管理費補助金	181,671		新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金
3 衛生費国庫補助金	1,024,322	70,338	1,094,660	1 保健衛生費補助金	70,338		母子保健衛生費補助金 新型コロナウイルス感染症対策種体制確保事業費補助金 1,062 69,276
計	2,340,962	252,009	2,592,971				

[単位 千円]

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
3 衛生費県補助金	25,806	289,370	315,176	1 保健衛生費補助金	289,370		新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
計	736,279	289,370	1,025,649				

[単位 千円]

## (款) 19 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
10 公共施設整備基金繰入金	90,184	40,205	130,389	1	公共施設整備基金繰入金	40,205	
計	1,372,396	40,205	1,412,601				

## (款) 20 繰越金

## (項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	295,930	84,934	380,864	1	繰越金	84,934	前年度繰越金
計	295,930	84,934	380,864				

## (款) 21 諸収入

## (項) 4 雑入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 雑入	975,919	400	976,319	4	雑入	400	基金精算金
計	977,060	400	977,460				

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	地方債	その他			
1 社会福祉総務費	733,448	47,308	780,756			47,308	22 償還金利子及び割引料	過年度償還金	
3 障がい者福祉費	3,696,081	5,790	3,701,871	4,727 (国補)		1,063	18 負担金補助及び交付金	障害福祉サービス事業者等物価高騰対策給付金	
6 介護保険費	1,650,812	20,000	1,670,812	16,328 (国補)		3,672	18 負担金補助及び交付金	介護事業所物価高騰対策給付金	
計	8,558,467	73,098	8,631,565	21,055		52,043			

[単位 千円]

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	地方債	その他			
1 保健衛生総務費	1,349,011	328,457	1,677,468	315,853 (国補)		12,604	1 報酬	パートタイム会計年度任用職員	
				26,483 (県補)			10 需用費	消耗品費 印刷製本費	
				289,370			11 役務費	通信運搬費	
							12 委託料	妊婦一般健康診査委託料	
							18 負担金補助及び交付金	新型コロナウイルス感染症医療体制整備補助金 医療機関等物価高騰対策給付金	
								289,370 30,305	

[単位 千円]

2 予防費	1,036,320	69,276	1,105,596	69,276 (国補) 69,276						12 委託料	54,776	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託料
										18 負担金補助及び交付金	14,500	新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金
5 環境保全対策費	103,618	42,856	146,474	34,987 (国補) 34,987				7,869		12 委託料	12,436	省エネ家電買換え補助事業委託料
										18 負担金補助及び交付金	30,420	省エネ家電買換え補助金
計	2,726,608	440,589	3,167,197	420,116				20,473				

(款) 5 産業経済費

(項) 2 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	其 他				
					国県支出金	地方債			
2 商工振興費	109,720	99,946	209,666	81,594 (国補) 81,594			18 負担金補助及び交付金	99,946	飲食・物販店等営業支援事業補助金
3 観光費	36,749	2,350	39,099	1,919 (国補) 1,919			18 負担金補助及び交付金	2,350	貸切バス事業者燃料高騰対策支援金
計	276,697	102,296	378,993	83,513				18,783	

(款) 6 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	其 他				
					国県支出金	地方債			
1 土木総務費	133,226	20,450	153,676	16,695 (国補) 16,695			18 負担金補助及び交付金	20,450	公共交通事業者燃料高騰対策支援金
計	261,976	20,450	282,426	16,695				3,755	

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				財 源		一 般 財 源			
				特 定 財 産 財 産 財 産	そ の 他				
1 学校管理費	354,917	40,205	395,122		40,205 (繰入) 40,205	一般財源	14 工事請負費	40,205	学校施設改修工事
計	432,679	40,205	472,884		40,205				

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)		
補 正 後	( 733 ) 819	846,755	3,173,963	2,339,373	7,528,307	
補 正 前	( 732 ) 819	846,021	3,173,963	2,339,373	7,527,573	
比 較	( 1 ) 0	734	0	0	734	

※ ( ) 内は、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 員 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	地 域 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	72,606	122,808	2,250	202,129	1,601	212,080	30,794
	補 正 前	72,606	122,808	2,250	202,129	1,601	212,080	30,794
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

夜 間 勤 務 手 当	単 身 赴 任 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	退 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
7,171		88,107	51,219	117,000	865,060	566,548
7,171		88,107	51,219	117,000	865,060	566,548
0		0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	734	734	採用に伴う増	
給料				
		その他の増減分		
		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増		
		その他の増減分		
		会計年度任用職員		
		その他の増減分		
職員手当				
		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		
		会計年度任用職員以外の職員		
		扶養手当	千円	千円
		管理職手当	千円	千円
		管理職員特別勤務手当	千円	千円
		地域手当	千円	千円
		特殊勤務手当	千円	千円
		時間外勤務手当	千円	千円
		休日勤務手当	千円	千円
		夜間勤務手当	千円	千円
		単身赴任手当	千円	千円
		通勤手当	千円	千円
		住居手当	千円	千円
		退職手当	千円	千円
		期末手当	千円	千円
		勤勉手当	千円	千円
		会計年度任用職員		
		その他の増減分		



議案第 31 号

令和5年度生駒市水道事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和5年度生駒市水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度生駒市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	2,875,204	△20,512	2,854,692
第1項 営業費用	2,809,111	△14,725	2,794,386
第2項 営業外費用	31,538	△5,787	25,751

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	333,752	△14,313	319,439

第4条 予算第9条を次のとおり追加する。

(債務負担行為)

第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小水力発電設備修繕業務	令和5年度～令和6年度	5,787

令和5年6月8日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和5年度生駒市水道事業会計補正予算（第1回）実施計画

1 収益の支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 事業費			2,875,204	△ 20,512	2,854,692	
	1 営業費用		2,809,111	△ 14,725	2,794,386	
		4 総 係 費	253,653	△ 14,725	238,928	給料 職員手当等 賞与引当金繰入額 法定福利費 退職給与基金積立負担金
	2 営業外費用		31,538	△ 5,787	25,751	
		3 小 水 力 発 電 費	11,536	△ 5,787	5,749	修繕費

## 令和5年度 生駒市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△49,608	19,986	△29,622
減価償却費	698,213	0	698,213
固定資産除却費	9,000	0	9,000
固定資産譲渡損	12,000	0	12,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,460	0	△2,460
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	765	0	765
長期前受金戻入額	△337,798	0	△337,798
受取利息及び配当金	△2,118	0	△2,118
未収金の増減額 (△は増加)	73,405	0	73,405
未払金の増減額 (△は減少)	△4,515	0	△4,515
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,174	0	△1,174
小計	395,710	19,986	415,696
利息及び配当金の受取額	2,118	0	2,118
業務活動によるキャッシュ・フロー	397,828	19,986	417,814
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△973,174	0	△ 973,174
短期貸付金による支出	△500,000	0	△ 500,000
短期貸付金の回収による収入	500,000	0	500,000
補助金、寄附金等による収入	131,503	0	131,503
投資活動によるキャッシュ・フロー	△841,671	0	△ 841,671
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
資金増減額	△443,843	19,986	△ 423,857
資金期首残高	3,271,450	0	3,271,450
資金期末残高	2,827,607	19,986	2,847,593

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	0	( 11 ) 33	0	163,429	100,374	263,803	55,636	319,439
補 正 前	1	( 11 ) 33	0	171,661	104,314	275,975	57,777	333,752
比 較	△ 1	( 0 ) 0	0	△ 8,232	△ 3,940	△ 12,172	△ 2,141	△ 14,313

\* ( ) 内は暫定再任用職員数及び会計年度任用職員数を外書しています。

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職 手 当 (千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	補正後	4,969	5,772	10,029	0	5,453	6,132	1,310
	補正前	4,969	5,772	10,523	0	5,453	6,132	1,310
	比 較	0	0	△ 494	0	0	0	0
手当の内訳	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)					
	補正後	37,687	29,022					
	補正前	41,133	29,022					
	比 較	△ 3,446	0					

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料 (補正後)	会計年度任用職員以外の職員			
	△ 8,232	給与改定に伴う 増 加 分		
		昇給に伴う 増 加 分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 8,232	人事異動等に伴う 減 少 分
	会計年度任用職員			
	そ の 他 の 増 減 分			
手 当 (補正後)	会計年度任用職員以外の職員			
	△ 3,940	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 3,940	人事異動等に伴う 減 少 分
	会計年度任用職員			
		そ の 他 の 増 減 分		

生駒市水道事業予定貸借対照表

(単位:千円)

科 目	令和5年度予定貸借対照表 (令和6年3月31日)		
	既決予定額	補正予定額	計
(資産の部)			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産	38,441,502	0	38,441,502
減価償却累計額	<u>△ 19,745,746</u>	<u>0</u>	<u>△ 19,745,746</u>
有形固定資産合計	18,695,756	0	18,695,756
(2) 無形固定資産	<u>319</u>	<u>0</u>	<u>319</u>
固定資産合計	18,696,075	0	18,696,075
2 流動資産			
(1) 現金預金	2,827,607	19,986	2,847,593
(2) 未収金	308,279	0	308,279
貸倒引当金	<u>△ 4,009</u>	<u>0</u>	<u>△ 4,009</u>
(3) 貯蔵品	<u>8,513</u>	<u>0</u>	<u>8,513</u>
流動資産合計	<u>3,140,390</u>	<u>19,986</u>	<u>3,160,376</u>
資産合計	<u>21,836,465</u>	<u>19,986</u>	<u>21,856,451</u>
(負債の部)			
3 流動負債			
(1) 未払金	132,270	0	132,270
(2) 引当金	25,747	0	25,747
(3) 預り金	<u>87,540</u>	<u>0</u>	<u>87,540</u>
流動負債合計	245,557	0	245,557
4 繰延収益			
(1) 長期前受金	19,587,312	0	19,587,312
長期前受金収益化累計額	<u>△ 13,075,453</u>	<u>0</u>	<u>△ 13,075,453</u>
繰延収益合計	<u>6,511,859</u>	<u>0</u>	<u>6,511,859</u>
負債合計	6,757,416	0	6,757,416
(資本の部)			
5 資本金			
(1) 資本金	<u>10,991,500</u>	<u>0</u>	<u>10,991,500</u>
資本金合計	10,991,500	0	10,991,500
6 剰余金			
(1) 資本剰余金	3,574,392	0	3,574,392
(2) 利益剰余金			
当年度未処分利益剰余金	<u>513,157</u>	<u>19,986</u>	<u>533,143</u>
利益剰余金合計	<u>513,157</u>	<u>19,986</u>	<u>533,143</u>
剰余金合計	<u>4,087,549</u>	<u>19,986</u>	<u>4,107,535</u>
資本合計	<u>15,079,049</u>	<u>19,986</u>	<u>15,099,035</u>
負債資本合計	<u>21,836,465</u>	<u>19,986</u>	<u>21,856,451</u>

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度未までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	
小水力発電設備 修繕業務	千円 5,787		千円 -	令和5年度 ～ 令和6年度	千円 5,787	小水力発電収益
					千円 5,787	



令和5年度生駒市病院事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和5年度生駒市病院事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度生駒市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	607,452千円	289,370千円	896,822千円
第2項 医業外収益	521,706千円	288,947千円	810,653千円
第3項 特別利益	0千円	423千円	423千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費	556,917千円	289,370千円	846,287千円
第1項 医業費用	508,672千円	288,947千円	797,619千円
第3項 特別損失	100千円	423千円	523千円

第3条 予算第7条中「4,125千円」を「293,495千円」に改める。

令和5年6月8日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

令和5年度 生駒市病院事業会計補正予算（第1回）実施計画

1 収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病院事業 収 益		607,452	289,370	896,822	
		2 医 業 外 収 益		521,706	288,947	810,653
	2 他 会 計 補 助 金		4,125	288,947	293,072	一 般 会 計 補 助 金
	3 特別利益		0	423	423	
		1 過年度損 益修正益	0	423	423	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	病 院 事 業 費		556,917	289,370	846,287	
		1 医業費用		508,672	288,947	797,619
	2 経 費		108,558	288,947	397,505	
	3 特別損失		100	423	523	
		1 過年度損 益修正損	100	423	523	

議案第 33 号

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例（昭和 5 1 年 4 月生駒市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中進学奨励基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和 5 0 年 1 2 月生駒市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条の 3 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 2 9 条の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1

項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第32条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第34条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第37条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第44条の2第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴

収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第44条の5において同じ。)」を加え、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第44条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第90条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第16条の6第4項及び第17条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第90条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）附則第17条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第25条の3第2項並びに第32条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第34条、第37条、第44条、第44条の2及び第44条の6の改正規定並びに附則第16条の6第4項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第17条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和

6年1月1日

(3) 第29条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の生駒市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき生駒市税条例第29条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第90条第1号エ及び附則第17条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の6第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 35 号

生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年 2 月生駒市条例第 1 号）の  
一部を次のように改正する。

第 3 条中「地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）  
」を「法」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加え  
る。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 7 条た  
だし書及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 8 条の 2 の  
規定により、水道事業に管理者を置かないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の廃止）

2 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（平成 24 年 3 月生駒市条例第  
16 号）は、廃止する。



生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年6月8日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和37年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項第18号を同項第19号とし、同項第17号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に

適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の生駒市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 37 号

生駒市副市長の選任について

生駒市副市長に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 山 本 昇

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和5年6月8日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市農業委員会委員の任命について

生駒市農業委員会の委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求め  
る。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 稲 葉 健 三

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 松 尾 克 巳

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 奥 野 通 孝

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 岩 前 利 典

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 山 角 ひ ろ 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 田 中 良 治

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 今 井 正 徳

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 中 井 啓 二

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 有 山 富 士 美

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 岡 田 啓 秀

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和 5 年 6 月 8 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 39 号

生駒市病院事業推進委員会委員の委嘱について

生駒市病院事業推進委員会の委員に下記の者を委嘱したいから、生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）第17条第4項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 伊 木 ま り 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和5年6月8日提出

生駒市長 小 紫 雅 史